国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則

平成２７年１２月２４日制定
平成２７年規則第２９号

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人大分大学法人規則（平成１８年規則第４号。以下「法人規則」という。）第１５条の規定により，国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における法人規則第４条第２項第１２号に規定する職域限定職員の就業に関し必要な事項を定める。

２　この規則に定めるもののほか，職域限定職員の就業に関し必要な事項については，労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）その他関係法令及び関係規則，規程等の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において「職域限定職員」とは，勤務場所，勤務時間，業務内容等を限定して業務を行い，かつ，年俸制の給与が適用される職員とする。

２　職域限定職員は，次の各号に掲げる者とする。

（１）　事務系職域限定職員　事務局に所属し，人事管理上，学長が必要と認める業務に従事する職員

（２）　医療事務系職域限定職員　医学・病院事務部に所属し，診療報酬請求事務，医師事務作業補助等の業務に従事する職員

（３）　看護系職域限定職員　医学部附属病院（以下「本院」という。）看護部に所属する看護師又は助産師の資格を有する職員

（遵守義務）

第３条　職域限定職員は，法人の定める規則，規程等を誠実に遵守し，その業務に当たらなければならない。

（採用等）

第４条　職域限定職員の採用に係る選考は，面接試験その他の方法及び勤務実績の評価（以下「面接等」という。）により行うものとする。

２　職域限定職員として採用する者は，次の各号に掲げる職域限定職員ごとに，当該各号に掲げる者とする。

（１）　事務系職域限定職員　国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号。以下「職員就業規則」という。）第２条第１項に規定する事務職員又は技術職員として採用された職員のうち労働契約の期間の定めのある者及び国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成１６年規則第６号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第３条に規定するパートタイム職員として採用された事務補佐員又は技術補佐員であって，面接等に合格したもの

（２）　医療事務系職域限定職員　国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（平成２２年規程第１２号）に規定する職員として採用された者であって，面接等に合格したもの

（３）　看護系職域限定職員　非常勤職員就業規則第３条に規定するパートタイム職員として採用された看護師又は助産師であって，面接等に合格したもの

（労働条件の明示）

第５条　職域限定職員の採用に当たっては，次の各号に掲げる労働条件を明示しなければならない。

（１）　給与に関する事項

（２）　就業の場所及び従事する業務に関する事項

（３）　労働契約の期間に関する事項
（４）　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日並びに休暇に関する事項
（５）　退職に関する事項

（配置等）
第６条　職域限定職員の配置は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　事務系職域限定職員は，事務局において，学長が必要と認める勤務場所に配置するものとする。
（２）　医療事務系職域限定職員は，医学・病院事務部医事課に配置するものとする。
（３）　看護系職域限定職員は，本院看護部における人員配置等を考慮の上，原則として大分大学医学部附属病院看護部細則（平成２０年医学部細則第１－９号）第５条第１項の表の左欄に掲げる病棟以外の看護単位に配置するものとする。
２　業務上必要であると学長が認めるときには，職域限定職員に対して配置の変更を命ずることがある。
３　前二項に規定する配置及びその変更を命じられた職域限定職員は，正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

（退職等）
第７条　職域限定職員は，次の各号のいずれかに該当するときは，退職とする。
（１）　自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
（２）　定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）に達したとき。
（３）　死亡したとき。
（４）　行方不明又は無断欠勤によって暦日により引き続き３０日を超えて勤務しないとき。
（５）　その他前各号に掲げる事由に準ずると認めるとき。

（自己都合による退職）
第８条　職域限定職員は，前条第１項第１号により退職しようとするときは，退職を予定する日の３０日前までに，学長に退職願を提出しなければならない。

（定年）
第９条　職域限定職員の定年は，満６５歳とする。
２　定年退職日は，定年に達した日以後における最初の３月３１日とする。

（退職後の取扱い）
第１０条　６０歳に達した日以後における最初の年度末以降に退職した者が，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）の規定に基づき，非常勤職員就業規則第３条に規定するパートタイム職員としての採用を希望する場合の取扱いは，別に定めるところによる。

（解雇）
第１１条　職域限定職員が次の各号のいずれかに該当するときには，解雇することができる。
（１）　勤務成績又は業務能率が著しく不良で，向上の見込みがなく，他の職務にも転換できない等就業に適さないと認められるとき。
（２）　精神又は身体の障害については，適正な雇用管理を行い，雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められるとき。
（３）　前二号に規定する場合のほか，その職務に必要な適性を欠くとき。
（４）　法人の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により，事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ，他の職務に転換させることが困難なとき。

（解雇制限）
第１２条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし，第１号の場合において療養開始後３年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず，労基法第８１条の規定による打切補償を行うときは，この限りでない。
（１）　業務上負傷し，又は疾病にかかり，療養のために休業する期間及びその後３０日間
（２）　職域限定職員が，国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程（平成１６年規程第２１号。以下「勤務時間等規程」という。）第２７条第１項第６号及び第７号の規定により，特別休暇を取得した期間及びその後就労を開始した日以後３０日間

（解雇予告）
第１３条　第１１条の規定により職域限定職員を解雇する場合は，少なくとも３０日前に本人に予告をし，又は平均賃金の３０日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。ただし，行政庁の認定を受けた場合は，この限りでない。

（退職又は解雇後の義務）
第１４条　退職し，又は解雇された職域限定職員（以下「退職等職員」という。）は，在職中知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（退職証明書）
第１５条　退職等職員が，退職証明書の交付を請求した場合は，遅滞なくこれを交付しなければならない。
２　退職証明書に記載する事項は，次の各号に掲げるもののうち，退職等職員が請求した事項のみを証明するものとする。
（１）　労働契約の期間
（２）　業務の種類
（３）　事業における地位
（４）　給与
（５）　退職又は解雇の理由

（給与）
第１６条　職域限定職員の給与は年俸制とし，及び第１８条に規定する手当を支給する。

（年俸額の決定）
第１７条　職域限定職員の年俸の額の決定については，別表第１及び別表第２に定めるところによる。
２　年俸の額は，当該職域限定職員の対象業務及び国立大学法人大分大学事務系職員評価実施細則（平成２４年細則第１３号）第６条第２項又は国立大学法人大分大学看護部職員評価実施細則（平成２４年細則第１４号）第６条第２項に規定する業績評価等を勘案して，毎年見直すものとし，その時期は，原則として年度当初に限るものとする。

（諸手当）
第１８条　事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員に支給する手当は，国立大学法人大分大学職員給与規程（平成１６年規程第１８号。以下「給与規程」という。）第３条第１項第２号に規定する諸手当のうち，次の各号に掲げる手当とする。
（１）　扶養手当
（２）　住居手当
（３）　通勤手当
（４）　超過勤務手当
（５）　休日勤務手当

（６）　看護職員等特別手当
（７）　外部資金獲得手当
２　看護系職域限定職員に支給する手当は，給与規程第３条第１項第２号に規定する諸手当のうち，次の第１号から第７号までに掲げる手当及び第８号に掲げる医療従事者等処遇改善手当とする。
（１）　通勤手当
（２）　特殊勤務手当（国立大学法人大分大学特殊勤務手当支給細則（平成１６年細則第９号）第７条第３項の規定により支給される放射線取扱手当及び第１６条の規定により支給される新型コロナウイルス感染症対応手当に限る。）
（３）　超過勤務手当
（４）　休日勤務手当
（５）　看護職員等特別手当
（６）　外部資金獲得手当
（７）　高度救命救急センター看護業務手当
３　前項第３号に規定する超過勤務手当については，次の各号に掲げる場合を除き，常勤職員に準じるものとする。
（１）　第２１条第２号に規定する所定勤務時間を超えた勤務時間のうち，７時間４５分に達するまでのものについては，支給割合を１００分の１００とする。
（２）　前号の支給割合に係る給与期間中の全勤務時間数に１時間未満の端数が生じた場合においては，その端数を切り上げる。
４　第２項第７号に規定する高度救命救急センター看護業務手当については，常勤職員に準じるものとする。ただし，職域限定職員に支給される当該手当の額は，常勤職員に支給される当該手当の額に，３５時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（給与の支払）
第１９条　給与は，毎月１回，当該月の１７日（以下「支給日」という。）に，年俸の額の１２分の１の額及び当該月の前条第１項又は第２項に規定する手当の額を支給する。
２　給与の支給日は，給与規程第４条第１項の規定を準用する。
３　外部資金獲得手当については，給与規程第４条第４項の規定を準用する。

（旅費）
第２０条　職域限定職員が業務上出張を命じられた場合の旅費については，国立大学法人大分大学旅費規程（平成１６年規程第３３号）を準用する。

（勤務時間等）
第２１条　職域限定職員の所定勤務時間は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の１週間（土曜日を始まりとし，金曜日を終わりとする。以下同じ。）の所定勤務時間は３８時間４５分とし，１日の所定勤務時間は７時間４５分とする。
（２）　看護系職域限定職員の１週間の所定勤務時間は３５時間とし，１日の所定勤務時間は７時間とする。
２　前項第２号の看護系職域限定職員に係る勤務時間の割振りは，当該看護系職域限定職員が配置された看護単位の看護師長が，１か月ごとに行うものとする。
３　職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は，勤務時間等規程第６条第１項の規定を準用する。
（２）　看護系職域限定職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は，別表第３のとおりとする。
４　業務の都合上必要があると認める場合は，前項に規定する休憩時間を変更することができる。

（所定勤務時間以外の時間における勤務）
第２２条　職域限定職員の所定勤務時間以外の時間における勤務については，勤務時間等規程を準用する。

（休日並びに休日勤務及び深夜勤務）
第２３条　職域限定職員の休日については，勤務時間等規程第９条第１項の規定を準用する。
２　職域限定職員の勤務時間等規程第１６条及び第１７条に規定する休日勤務及び深夜勤務は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員については，職員就業規則の適用を受ける職員に準じて取り扱うものとする。
（２）　看護系職域限定職員については，休日勤務及び深夜勤務の割振りを要する部署における勤務を命じられない。ただし，業務の都合上特に必要があると認める場合は，休日のうち１２月２９日から翌年の１月３日までの日において，勤務を命ずることがある。

（休日の振替等）
第２４条　職域限定職員の休日の振替については，勤務時間等規程を準用する。

（年次有給休暇の単位）
第２５条　職域限定職員の年次有給休暇の単位は，１日又は半日とする。ただし，当該事業場の職員の過半数を代表する者と「時間単位年休に関する協定」を締結した場合は，１年（毎年１月１日を起算日とする。）につき５日の範囲内で１時間を単位とすることができるものとする。
２　前項の半日は，次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員については，原則として，午前８時３０分から午後０時，午後１時から午後５時１５分及び４時間とする。
（２）　看護系職域限定職員については，別表第３の各区分における始業時刻から休憩時間の開始時刻まで又は休憩時間の終了時刻から終業時刻までとする。

（退職手当）
第２６条　職域限定職員には退職手当は支給しない。

（職員就業規則等の規定の準用）
第２７条　職員就業規則第１５条から第１８条まで，第３０条から第４０条まで，第４３条，第４８条から第５３条まで，第５５条から第５９条まで，第６１条から第７４条まで，第７６条から第８０条まで及び第８２条並びに勤務時間等規程第２０条及び第２７条の規定は，職域限定職員について準用する。

（雑則）
第２８条　この規則に定めるもののほか，職域限定職員に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則
１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
２　第４条第２項の規定にかかわらず，平成２５年３月３１日以前に非常勤職員就業規則第３条に規定するフルタイム職員又はパートタイム職員として採用された看護師等であって，当該採用後６年目に面接等を受験し，合格した者についても，勤務限定職員として採用するものとする。
３　事務系勤務限定職員に係る住居手当については，給与規程の一部を改正する規程（令和２年規程第２４号）による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
４　国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則の一部を改正する規則（令和６年規則第１２号。以下「改正規則」という。）の施行日の前日から引き続き勤務する医療事務系職域限定職員の令和６年度における年俸の額の見直しの時期について，第１７条第２項の規定による年度当初のほか，令和６年６月１日に限るものとする。この場合において，令和６年６月１日における年

俸の額の見直しについては，改正規則の施行日の前日に受けていた年俸の額を下回ることができない。

附　則（平成２９年規則第７号）
この規則は，学長が別に定める日から施行する。

附　則（平成３０年規則第１４号）
この規則は，平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年規則第５号）
この規則は，平成３１年３月２２日から施行する。

附　則（平成３１年規則第１２号）
この規則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第１号）
この規則は，令和２年２月２５日から施行する。

附　則（令和２年規則第２号）
（施行期日）
１　この規則は，令和２年２月２５日から施行する。ただし，改正後の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則（以下「新規則」という。）第１８条第２項第２号の規定は，平成３０年２月２５日から適用する。
（差額の支給）
２　令和２年２月２５日に在職する勤務限定職員で，新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，同年３月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和２年規則第９号）
（施行期日）
１　この規則は，令和２年４月１日から施行する。
（住居手当に関する経過措置）
２　施行日の前日に教育職員，事務職員，技術職員，教務職員，技能職員及び労務職員として住居手当を受給していた者であって，施行日以降に新たに事務系勤務限定職員となったものについては，令和３年３月３１日までの間，平成２７年規則第２９号附則第３項の規定を準用する。

附　則（令和２年規則第１６号）
この規則は，令和２年１２月２１日から施行し，この規則による改正後の国立大学法人大分大学勤務限定職員就業規則の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（令和４年規則第７号）
この規則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第１９号）
この規則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第２４号）
この規則は，令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第３号）

この規則は，令和５年２月２８日から施行する。

附　則（令和５年規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は，令和５年４月１日から施行する。

（定年の段階的引上げに係る経過措置）

２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第９条第１項の規定の適用については，同項中「６５歳」とあるのは，次の表の左欄に掲げる区分に応じ，右欄に掲げる年齢とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日	６１歳
令和７年４月１日から令和９年３月３１日	６２歳
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日	６３歳
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日	６４歳

附　則（令和５年規則第９号）

この規則は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第１２号）

（施行期日）

１　この規則は，令和６年１１月２６日から施行し，この規則による改正後の国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は，同年６月１日から適用する。

（差額の支給）

２　令和６年１１月２６日に在職する職員で，新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和７年規則第６号）

この規則は，令和７年３月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第９号）

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第１７条関係）
事務系職域限定職員及び医療事務系職域限定職員の年俸額

号給	年　俸　額				
	A	B	C	D	E
	円	円	円	円	円
1	2,232,000	2,412,000	2,592,000	2,772,000	2,952,000
2	2,256,000	2,436,000	2,616,000	2,796,000	2,976,000
3	2,286,000	2,466,000	2,646,000	2,826,000	3,006,000
4	2,316,000	2,496,000	2,676,000	2,856,000	3,036,000
5	2,340,000	2,520,000	2,700,000	2,880,000	3,060,000
6	2,370,000	2,550,000	2,730,000	2,910,000	3,090,000
7	2,400,000	2,580,000	2,760,000	2,940,000	3,120,000
8	2,424,000	2,604,000	2,784,000	2,964,000	3,144,000
9	2,454,000	2,634,000	2,814,000	2,994,000	3,174,000
10	2,484,000	2,664,000	2,844,000	3,024,000	3,204,000
11	2,508,000	2,688,000	2,868,000	3,048,000	3,234,000
12	2,538,000	2,718,000	2,898,000	3,078,000	3,264,000
13	2,568,000	2,748,000	2,928,000	3,108,000	3,300,000
14	2,592,000	2,772,000	2,952,000	3,138,000	3,330,000
15	2,622,000	2,802,000	2,982,000	3,168,000	3,360,000
16	2,652,000	2,832,000	3,012,000	3,204,000	3,396,000
17	2,676,000	2,856,000	3,042,000	3,234,000	3,426,000
18	2,706,000	2,886,000	3,072,000	3,264,000	3,456,000
19	2,736,000	2,916,000	3,108,000	3,300,000	3,492,000
20	2,760,000	2,946,000	3,138,000	3,330,000	3,522,000
21	2,790,000	2,976,000	3,168,000	3,360,000	3,552,000
22	2,820,000	3,012,000	3,204,000	3,396,000	3,588,000
23	2,850,000	3,042,000	3,234,000	3,426,000	3,618,000
24	2,880,000	3,072,000	3,264,000	3,456,000	3,648,000
25	2,916,000	3,108,000	3,300,000	3,492,000	3,684,000
26	2,946,000	3,138,000	3,330,000	3,522,000	3,714,000
27	2,976,000	3,168,000	3,360,000	3,552,000	3,744,000
28	3,012,000	3,204,000	3,396,000	3,588,000	3,780,000
29	3,042,000	3,234,000	3,426,000	3,618,000	3,810,000
30	3,072,000	3,264,000	3,456,000	3,648,000	3,840,000
31	3,108,000	3,300,000	3,492,000	3,684,000	3,876,000

別表第２（第１７条関係）
看護系職域限定職員の年俸額

号給	看護師又は助産師としての経験年数	年　俸　額
		円
1	1年 未満	2,997,600
2	1年 以上　2年 未満	3,030,000
3	2年 以上　3年 未満	3,062,400
4	3年 以上　4年 未満	3,094,800
5	4年 以上　5年 未満	3,127,200
6	5年 以上　6年 未満	3,159,600
7	6年 以上　7年 未満	3,193,200
8	7年 以上　8年 未満	3,225,600
9	8年 以上　9年 未満	3,258,000
10	9年 以上　10年 未満	3,290,400
11	10年 以上　11年 未満	3,322,800
12	11年 以上　12年 未満	3,355,200
13	12年 以上　13年 未満	3,388,800
14	13年 以上　14年 未満	3,421,200
15	14年 以上　15年 未満	3,453,600
16	15年 以上　16年 未満	3,486,000
17	16年 以上　17年 未満	3,518,400
18	17年 以上　18年 未満	3,550,800
19	18年 以上　19年 未満	3,584,400
20	19年 以上　20年 未満	3,616,800
21	20年 以上　21年 未満	3,649,200
22	21年 以上　22年 未満	3,681,600
23	22年 以上　23年 未満	3,714,000
24	23年 以上　24年 未満	3,746,400
25	24年 以上　25年 未満	3,780,000
26	25年 以上　26年 未満	3,812,400
27	26年 以上　27年 未満	3,844,800
28	27年 以上　28年 未満	3,877,200
29	28年 以上　29年 未満	3,909,600
30	29年 以上　30年 未満	3,942,000
31	30年 以上	3,975,600

別表第３（第２１条，第２５条関係）

勤務の区分	勤務時間		休憩時間
	始業時刻	終業時刻	
早出勤務１	午前８：００	～ 午後４：００	午前１１：３０ ～ 午前１２：３０
早出勤務２	午前８：３０	～ 午後４：３０	午前１２：００ ～ 午後１：００
遅出勤務１	午前９：００	～ 午後５：００	午後１２：３０ ～ 午後１：３０
遅出勤務２	午前９：３０	～ 午後５：３０	午後　１：００ ～ 午後２：００